

一般財団法人姫路市まちづくり振興機構契約規程

(平成24年2月2日)

改正 平成24年11月 1日 平成27年5月25日

平成31年 3月28日 令和4年3月31日

令和 7年 5月30日

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人姫路市まちづくり振興機構（以下「機構」という。）が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、契約事務の適正かつ円滑な処理を図ることを目的とする。

(契約の方法)

第2条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

(制限付一般競争入札)

第3条 一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、当該入札に参加する者の事業所の所在地又はその者の当該契約に係る工事等についての経験若しくは技術的適性の有無等に関する必要な資格を定め、当該資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

2 前項に規定する入札は、次に掲げる契約を締結しようとする場合であって理事長が必要と認めるときに実施する。

- (1) 予定価格が1,000万円以上の建設工事の請負契約
- (2) 前号に該当する建設工事のうち建築一式工事を分離発注した場合における、予定価格が500万円以上の電気工事又は管工事の請負契約
- (3) 予定価格が1,000万円以上の建設工事に関連する委託業務の請負契約
- (4) 予定価格が3,000万円以上の物品（単価が500万円以上の物品に限る。）の購入契約
- (5) 前4号に掲げるもののほか、特に必要と認められる建設工事若しくは建設工事

に関連する委託業務の請負契約又は物品の購入契約

(指名競争入札)

第4条 指名競争入札は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、これによることができる。

- (1) 工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約でその性質又は目的が一般競争入札に適しないものをするとき。
- (2) その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をするとき。
- (3) 一般競争入札に付することが不利と認められるとき。

(随意契約)

第5条 随意契約は、次の各号のいずれかに該当するときに限り、これによることができる。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定賃貸借料の年額又は総額）が次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないものをするとき。

(1) 工事又は製造の請負	200万円
(2) 財産の買入れ	150万円
(3) 物件の借入れ	80万円
(4) 財産の売払い	50万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	100万円

- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に適しないものをするとき。
- (3) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条第12項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第21項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定す

る生活介護、同条第14項に規定する就労移行支援又は同条第15項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。)を行う施設若しくは小規模作業所(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。)において製作された物品を買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第41条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センターから役務の提供を受ける契約又は母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する母子福祉団体が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの及び同条第3項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子福祉団体から受ける契約をするとき。

- (4) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
- (5) 競争入札に付することが不利と認められるとき。
- (6) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
- (7) 競争入札に付することにより人の生命、健康、生活又は財産の安全を十分に確保することができなくなるおそれがあるとき。
- (8) 競争入札に付することにより収益又は事業効果その他機構の経営に悪影響を及ぼすおそれがあるとき。
- (9) 競争入札に付しても入札者が1人であることが明らかなとき。
- (10) 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
- (11) 落札者が契約を締結しないとき。

2 前項第10号の規定により随意契約による場合は、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた予定価格その他の条件を変更することができない。

3 第1項第11号の規定により随意契約による場合は、落札金額の制限内でこれを行うものとし、かつ、履行期限を除くほか、最初競争入札に付するときに定めた条件を変更することができない。

4 前2項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができるときに限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約を締結することができる。

(せり売り)

第6条 せり売りは、動産の売払いで当該契約の性質がせり売りに適しているものをする場合に限り、これによることができる。

(入札保証金)

第7条 競争入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の3以上の入札保証金を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、理事長に保険証書を寄託したとき。

(2) 競争入札に参加しようとする者が、前2年間に機構又は国、地方公共団体若しくは公社、公団等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 競争入札に参加しようとする者が国又は地方公共団体であるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、理事長において、落札者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 入札保証金は、入札執行後返還する。ただし、落札者の入札保証金については、契約締結後返還する。

3 落札者が契約を締結しないときは、その者の納付に係る入札保証金は、機構に帰属するものとする。

(落札者の決定)

第8条 競争入札に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範

囲内で最高又は最低の価格をもって申し込みをした者を落札者とする。

2 競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申し込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申し込みをした者を落札者としてすることができる。

3 競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、第1項の規定にかかわらず、あらかじめ最低制限価格を設けて、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申し込みをした者のうち最低の価格をもって申し込みをした者を落札者としてすることができる。

（見積書の徴収）

第9条 理事長は、随意契約により契約しようとするときは、別に理事長が定める基準（一般財団法人姫路市まちづくり振興機構入札参加者選考基準）に基づき、複数の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号に掲げるときは、1人としてすることができる。

- (1) 一般財団法人姫路市まちづくり振興機構会計規程（平成22年4月1日制定）第42条第1号から第3号までに規定する専行調達をしようとするとき。
- (2) 賃借、使用許諾の獲得又は業務委託その他の役務受領のうち予定価格20万円未満のものについて契約しようとするとき。
- (3) 第5条第1項第3号、第9号、第10号又は第11号の規定により随意契約をしようとするとき。
- (4) 契約の性質等により2人以上の者から見積書を徴することが不適當であると認められるとき。
- (5) 次に掲げる工事等の請負を発注しようとするとき。

ア 予定価格 30 万円未満の工事

イ 予定価格 200 万円以下の工事又は予定価格 100 万円以下の工事に関する設計、測量若しくは調査業務委託（以下「軽易な工事等」という。）のうち設計書を作成したものであって、2 人以上の者から見積書を徴することが困難なもの

ウ 軽易な工事等のうち緊急に発注する必要があるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を徴しないことができる。

- (1) 国又は地方公共団体と直接に契約をしようとするとき。
- (2) 急施を要し、特に理事長において見積書を徴する必要がないと認めるとき。
- (3) 不動産、有価証券等の売買で見積書を徴することが不相当と認められるとき。
- (4) ファクシミリによる通信文により見積価格を確認することができるとき。

（契約保証金）

第 10 条 売買、貸借、請負その他の契約を締結しようとするときは、理事長は、契約金額の 10 分の 1 以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、理事長に保険証書を寄託したとき。
- (2) 契約の相手方が前 2 年度に機構と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき（予定価格が 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負契約及び 6,000 万円以上の物件の購入契約を締結しようとするときを除く。）。
- (3) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されるとき。
- (4) 物件の売買契約を締結する場合において、売払代金又は物件が即納されるとき。
- (5) 国、地方公共団体その他公共的団体と契約をするとき。
- (6) 不動産の買入契約を締結するとき。

(7) 契約金額が300万円（随意契約の場合にあつては、1,000万円）以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、理事長が特に必要があると認めるとき。

2 契約保証金には利子をつけない。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、当該契約保証金を還付するものとする。

(1) 契約が履行されたとき。

(2) 機構から契約を解除するとき（契約の相手方が契約上の義務を履行しないことを理由として契約を解除するときを除く。）。

(3) 前2号に掲げるもののほか、理事長が特に必要があると認めるとき。

4 理事長は、契約の変更により契約金額の減額があり、既納の契約保証金に過納が生じたときは、契約の相手方の請求により当該過納額を還付することができる。

5 契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その契約保証金は、機構に帰属するものとする。ただし、損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは、その定めたところによるものとする。

（契約の確定）

第11条 売買、貸借、請負その他の契約につき契約書を作成する場合には、理事長又はその委任を受けた者が契約の相手方とともに契約書に記名押印したときに、当該契約は確定する。

（監督又は検査）

第12条 工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合には、職員は、契約の適正な履行を確保するため又はその受ける給付の完了の確認（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行なう工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。）をするため必要な監督又は検査をしなければならない。

2 理事長は、前項に規定する契約について、特に専門的な知識又は技能を必要とすることその他の理由により職員によって監督又は検査を行なうことが困難であり、又は適当でないと認められるときは、職員以外の者に委託して当該監督又は検査を行なわせることができる。

(長期継続契約)

第13条 次の各号に定める契約については、翌年度以降にわたり、契約を締結することができる。

- (1) 電気、ガス又は水の供給を受ける契約
- (2) 電気通信役務の提供を受ける契約
- (3) 不動産を借りる契約
- (4) 翌年度以降にわたり物品を借り入れ又は役務の提供を受ける契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼす契約
- (5) 不動産を貸し付ける契約
- (6) 翌年度以降にわたり機構が管理する施設の全部又は一部を占有させる契約で、その契約の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ当該契約に係る事務の取扱いに支障を及ぼす契約

(補則)

第14条 機構が締結する売買、貸借、請負その他の契約に関し、この規程又は理事長が別に定めるものに規定がない事項については、姫路市が締結する契約の例による。ただし、理事長が姫路市の例によりがたいと認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年3月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行前になされている契約に係る手続その他の行為については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。